



災害時における応急復旧等に関する協定書



令和2年 2月

災害時における応急復旧等に関する協定書

四国電力株式会社（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設業連合会四国支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策およびその支援活動の実施に関し、次とおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、津波、大雨、大雪、その他自然災害により甲の電気工作物等の設備が被災し、または被災のおそれがある場合の応急復旧および支援活動（以下「応急復旧等」という。）に関し、乙は、甲が実施する応急復旧等の業務遂行に必要な建設機械（輸送車両含む）、資材、技術者および労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保および動員の方法ならびに乙に所属する会員（以下「会員」という。）からの情報提供等の方法を定め、もって、被害の拡大防止と被災設備等の早期復旧に資することを目的とする。

（応急復旧等の実施場所）

第2条 応急復旧等の実施場所は甲の要請する電気工作物等の被災設備とする。

（応急復旧等の内容）

第3条 応急復旧等の内容は、次のとおりとする。

一 情報提供等

- ・ 建設資機材等の確保状況
- ・ 被災により発生すると予測されるガレキ等の処理場に関する情報

二 災害時における応急復旧

- ・ 被災設備の応急復旧作業に必要な建設資機材等の確保および役務提供ならびにその支援活動

（応急復旧等の実施方法）

第4条 甲は、電気工作物等が被災し、または被災の恐れがある場合には、乙に対し動員可能な会員からなる編成表（建設資機材等）、連絡系統および動員時間に関する情報の提供について協力を要請することができるものとする。また、その際に甲の復旧業務統括者（以下「復旧統括者」という。）を乙に対し通知するものとする。

- 2 乙は、甲からの前項に基づく要請を受けたときは、できる限り速やかに甲に当該情報を提供するものとする。
- 3 甲は、前項の情報に基づき会員を選定した場合は、乙に通知するとともに当該会員に出動を要請することができるものとする。
- 4 復旧統括者は出動を要請した会員に対し、作業内容、日時、場所、その他必要事項を文書又は電話などにより通知するとともに、出動後直ちに現場責任者と連絡先、出動時間、作業員名簿および建設資機材等の報告を求めるものとする。

(応急復旧等の実施体制)

- 第5条 乙は、応急復旧等を早急に実施できるようにあらかじめ必要な建設資機材等の調達方法、動員の方法を定め、その実施体制を書面により甲に報告するものとする。
- 2 前項に基づき甲に報告する応急復旧等の実施体制は、乙および会員による編成表および連絡系統とする。なお、協定期間内で変更が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。
 - 3 乙は、甲が報告を求めた場合には、第1項に定める建設資機材等の数量を把握し、第2項の実施体制の編成表ごとに、書面により甲に報告するものとする。
 - 4 乙は、甲が報告を求めた場合には、第3条第一号に定めるガレキ等の処理場に関する情報を把握し、書面により甲に報告するものとする。
 - 5 本協定の期間満了後も引き続き協定を継続する場合は、乙は、年度当初に実施体制の必要な見直しを行い、速やかに甲に報告するものとする。

(契約の締結)

- 第6条 甲は、会員の出動を要請した時は、速やかに会員と契約を締結するものとする。

(費用の負担)

- 第7条 第3条の応急復旧等の内容のうち、第一号は無償とし、第二号は有償とする。
- 2 会員は第3条第二号の災害時における応急復旧の終了後、稼動実績等について復旧統括者へ報告し、認定を受けるものとする。
 - 3 会員が要した第3条第二号の災害時における応急復旧に係る費用は、前条の契約に基づき甲と会員間の協議により決定の上、甲の所定の手続きにより、会員に支払う

(損害の負担)

- 第8条 応急復旧等の実施に伴い、甲または会員の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合、あるいは甲または会員の建設資機材等に損害が生じた場合においては、会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その対応については、甲と会員が別途協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第9条 本協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間とする。
- 2 前項に規定する期間満了日の1ヶ月前までに甲または乙のいずれからも申し出がないときは、引き続き本協定の期間満了の翌日より1年間継続するものとし、当該期間が満了した後も同様の扱いとする。

(協議)

- 第10条 本協定に定めのない事項または本協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

附・則

1. 本協定は、平成29年4月1日から施行する。
2. 本協定の四国電力株式会社（以下「甲」という。）とあるのは、令和2年4月1日以降、四国電力株式会社および四国電力送配電株式会社と読み替えるものとする。
3. この協定は、令和2年4月1日より改定する。

本協定の成立の証として、本書2通を作成し、甲および乙は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年 2月 5日

甲 高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社
資材部長 寺 島 功



乙 高松市磨屋町6番4号
一般社団法人日本建設業連合会
四国支部長 竹 内 孝

